

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:川場村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金	助成 <a href="#">川場村住宅リフォーム助成事業</a>	<外部工事> ・屋根の葺き替・防水・塗装、その他の屋根工事 ・外壁の張替え塗装、その他外装工事 ・雨樋の取替え・改修、その他樋工事 ・サッシ及びガラスの取付・取替え、その他の建具工事 ・バルコニー・ベランダ・テラス等の設置工事 <内部工事> ・床・壁・天井の張替え、その他の内装工事 ・床・壁・天井の塗装替え、その他の塗装工事又は左官工事 ・ドアの取替え、換・障子の張替え、その他の建具工事 ・畳の取替え・表替え <設備工事> ・ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事 ・洗面台・便器の取替え、その他の衛生設備工事 ・給水管・配水管及びガス管の取替え、その他の配管工事 ・配線・コンセント設置、その他の電気設備工事 <その他工事> ・二重サッシ・断熱材設置、その他断熱化のための工事 ・基礎・土台・柱・壁・その他構造部分の補強工事 ・その他村長が認める工事	・村内に住居登録があり、対象住宅を所有していること。 ・世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。 ・その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。 ・村内施工業者により行われる工事であって、工事費が税込20万円以上であること。 ・併用住宅の場合は個人部分のみが対象。 ・本年度中に工事が完了し、報告書の提出が出来ること。 ・対象工事を行う住宅が村内にあること。	上限を20万円とし、補助対象工事費用の10%(1,000円未満切り捨て)を補助					田圃整備課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/jyutaku/reform.html">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/jyutaku/reform.html</a>	以下の工事は補助対象外 <建築・土木・その他の工事> 住宅の新築工事、車庫の建築・増改築、門扉・塀の設置、造園工事、上下水道接続工事、住宅の解体のみの工事、シロアリ駆除、舗装工事、シロアリ駆除、舗装工事、その他構工事等 <機器等の購入費及び機器等の設置に係る簡易な工事> カーテンの張替え、太陽光発電システム設置工事、電化製品等の購入、防犯機器等の購入、機器等の設置及び購入に係る簡易的な工事等
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成 <a href="#">川場村重度身体障害者等住宅改造費補助金</a>	下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者及び児童が居住する住宅の設備を障害者に適するように改造する者に対し、その費用の一部を補助する。	下肢・体幹障害1・2級(重複可)、視覚障害1級、上肢(両上肢に4級以上の障害のある者)障害1・2級のいずれかの障害者。かつ、当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。	50万円を上限とし、改造に要する経費の5/6を補助 ※1,000円未満切り捨て				原則として障害者1人につき1回限り	健康福祉課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/</a>	
合併処理浄化槽設置費	助成 <a href="#">川場村合併処理浄化槽設置事業費補助金</a>	専用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の、小規模店舗等を併設した住宅を含む)に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する際の経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。	次のいずれにも該当する地域を対象とする。 ①下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域及び事業の全体計画区域以外の地域 ②地域し尿処理施設及び農業集落排水処理施設等の生活排水処理による処理をしようとする区域以外の地域 ③事業年度から起算して向こう10年間の間に、地域し尿処理施設及び農業集落排水等の生活排水処理施設整備事業が予定されていない地域 ④①、②のうち村長が処理区域以外と認める家屋	新規設置 5人槽…279,000円 6~7人槽…360,000円 8~10人槽…477,000円 転換設置 5人槽…370,000円 6~7人槽…470,000円 8~10人槽…548,000円					田圃整備課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/kankyou/joukasou.html#">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/kankyou/joukasou.html#</a>	
太陽光発電設備設置費	助成 <a href="#">川場村住宅用太陽光発電システム設置補助金</a>	川場村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。	①発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告書を提出できること。 ②世帯の全員が村税等を滞納していないこと。	設置する発電システムの最大出力値(kw)をもとに算出し、1kw当たり930,000円を乗じて得た額または150,000円のいずれか少ない額				3件(先着順)	むらづくり振興課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/</a>	
生ごみ処理機設置費	助成 <a href="#">川場村生ごみ処理機購入補助金</a>	たい肥化又は減量化された生ごみについて自らの責任において処理し、適正に活用することを条件に、家庭内での生ごみ処理機購入の費用の一部助成	村内に住所を有し、かつ、居住しているもの	本体購入金額の1/2、上限2万円(100円未満切り捨て)				同一世代に対し、1年度中に1基を限度	住民課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/</a>	生ごみ処理機であっても、事業所で使用するもの又は事業系ごみの処理をするものについては、補助金の交付対象としない
耐震診断費	助成 <a href="#">川場村木造住宅耐震診断者派遣事業</a>	(一社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者が、以下の建物を対象に耐震診断を実施する。 ①昭和56年5月31日以前に着工しているもの ②木造在来軸組工法で建築された平屋建て又は2階建てのもの ③一戸建て住宅又は、併用住宅(1/2以上が住宅)であるもの	①対象となる木造住宅を村内に所有し、居住している方 ②村税及び市の公共料金を滞納していない方 ③違法建築でないもの	耐震診断費は全額補助、耐震診断士の交通費1,000円のみを負担(診断士への直接支払)			通年募集 (耐震診断者の派遣は年4回を予定)	5戸(先着順)	田圃整備課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/jyutaku/mokuzou.html">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/kurashi/tetsuzuki/jyutaku/mokuzou.html</a>	
住宅家賃	助成 <a href="#">川場村民間賃貸住宅家賃助成事業</a>	人口流入と移住・定住化促進を図るため、村内の民間賃貸住宅に居住する者に対し、その家賃の一部を助成する。	①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。 ②家賃が月額4万円以上であること。 ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がいないこと。 ④生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑤世帯全員に市区町村村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。 ⑥地域社会貢献活動に参加すること。 ⑦川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 ⑧当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。	補助金の額は、家賃月額額の25%で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間は、通算60日を限度。					むらづくり振興課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/</a>	
その他	助成 <a href="#">川場村木質系エネルギー導入促進事業費補助金</a>	薪等の木質系の燃料を使用するストーブ・暖炉及び付帯設備	①村内の住宅等(併用住宅、集会所、事務所、店舗等を含む。)に対象設備を設置する人。 ②村税に未納がない人。 ③対象設備を当該年度中に完了し、実績報告書が提出できること。	10,000円以上で100,000円を限度額とし、設置費の2分の1以内で補助(1,000円未満の端数は切り捨て)			対象設備の設置前に申請	3件(先着順)	むらづくり振興課	0278-52-2111	<a href="https://www.vill.kawaba.gunma.jp/">https://www.vill.kawaba.gunma.jp/</a>	